

平成 20 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 株式会社 シーフオーテクノロジー
代表者名 代表取締役社長 三住 光男
(コード番号 2355 東証マザーズ)
問合せ先 企画管理本部長 塩崎 将朗
(TEL. 03-5447-2551)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 25 日開催予定の第 11 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、平成20年3月3日にSBIホールディングス株式会社およびSBIイー・トレード証券株式会社を割当先とする第三者割当による新株式発行を行いました。SBIグループの一員になったことに伴い、SBIグループ企業としての位置付けを明確にするため、第1条に定める商号を変更するものであります。なお、第1条の変更に つきましては、平成20年8月1日をもって効力が生じるものとし、この旨の附則を設けるものであります。
- (2) 当社グループにおける事業の多様化に対応するため、第2条の事業の目的を追加・変更するものであります。
- (3) 機動的な資本政策の遂行および将来における事業規模の拡大に備え、第5条の発行可能株式総数を増加させるものであります。
- (4) 平成21年1月に実施が予定されている株券の電子化において、端株は振替制度の対象にならないことから、株券電子化に先立ち端株制度を廃止するため、端株に関する定めを削除するものであります。本変更につ きましては、平成20年10月1日をもって効力が生じるものとし、この旨の附則を設けるものであります。
- (5) 株主様の権利行使に関する手続きを株式取扱規程にて定めることを明確にするため、第9条の変更を行うも のであります。
- (6) 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、第19条の 取締役の任期を短縮するものであります。またこれに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。
- (7) 経営体制を強化するため、第20条に新たに「取締役会長」を追加するものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 25 日(予定)

定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 25 日(予定)

なお、商号および端株に関する定款変更の効力発生日につきましては、別紙の附則をご参照ください。

以 上

(下線部は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第 1 条 当社は、<u>株式会社シーフォーテクノロジー</u>と称し、英文では<u>C4 Technology, Inc.</u>と表示する。</p>	<p>(商 号) 第 1 条 当社は、<u>SBI ネットシステムズ株式会社</u>と称し、英文では<u>SBI Net Systems Co., Ltd.</u>と表示する。</p>
<p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①各種セキュリティ機器・セキュリティシステムの企画、開発、制作、販売、輸出入およびそれらに関するコンサルティング</p> <p>②コンピュータソフトウェアの企画、開発、制作、販売、輸出入およびそれらに関するコンサルティング</p> <p>③～⑩ (省略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)</p>	<p>(目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むこと、<u>ならびに次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を取得・所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>1.各種セキュリティ機器・セキュリティソフトウェアの企画、開発、制作、<u>保守、運用、輸出入およびそれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p>2.コンピュータソフトウェアの企画、開発、制作、販売、<u>保守、運用、リース、賃貸、輸出入およびそれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p>3.～10. (省略)</p> <p>11. <u>有料職業紹介事業</u></p> <p>12. <u>翻訳事業</u></p> <p>13. <u>情報システムの設計、開発、運用、管理、保守、監査およびそれらに関するコンサルティング業務</u></p> <p>14. <u>コンピュータのハードウェアの開発、販売、リースおよび賃貸</u></p> <p>15. <u>企業の経営戦略立案、戦略実行、企業の生産性向上に関するコンサルティング業務</u></p> <p>16. <u>コンピュータソフトウェア、情報システムおよび企業経営に関連する教育・研修およびノウハウの販売</u></p> <p>17. <u>コンピュータのハードウェア・ソフトウェアおよび電気通信の市場・技術動向に関する調査および情報の提供</u></p> <p>18. <u>情報処理業務および情報提供サービス</u></p> <p>19. <u>コンピュータへのデータ入力およびそれに伴う業務</u></p> <p>20. <u>文書・帳票等の作成、照合、整理、保管、発送および配送業務</u></p> <p>21. <u>ダイレクトメール業務</u></p> <p>22. <u>各種営業資料および用度品の一括購入、在庫管理および発送業務</u></p> <p>23. <u>有価証券の保管、受渡およびそれに付随する業務</u></p> <p>24. <u>印刷および製本業務</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">⑪前各号に附帯する一切の事業 (新設)</p>	<p>25. <u>子会社、関連会社の事業活動に関する運営管理、コンサルティング業務</u></p> <p>26. <u>前各号に附帯・関連する一切の事業</u></p> <p>27. <u>その他一切の事業</u></p>
第2章 株式および端株	第2章 株式
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>226,000株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 5 条 当社の発行可能株式総数は、<u>760,000株</u>とする。</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>②株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。</p> <p>③当社の株主名簿、<u>端株原簿</u>、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の<u>株式および端株</u>に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 (現行通り)</p> <p>② (現行通り)</p> <p>③当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の<u>株式および端株</u>に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 9 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料<u>ならびに株主の権利の行使に関する手続き</u>は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後の<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>②<u>補欠または増員により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任 期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後の<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>②取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 20 条 (現行通り)</p> <p>②取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 40 条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行なうことができる。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 40 条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行なうことができる。</p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行なうことができる。</p>	<p>(中間配当金)</p> <p>第 41 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行なうことができる。</p>
<p>附則</p> <p><u>商法等の一部を改正する等の法律（平成13年法律第79号）附則第7条第2項の規定に基づく、「端株主に対して商法第220条ノ3第1項第3号の権利（株式の転換を請求する権利）を与えない。」とするみなし規程は削除する。</u></p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p>	<p>附則</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p>①本定款第1条（商号）の変更は平成20年8月1日をもって効力を生ずるものとする。</p> <p>②本定款第2章の表題、第8条（株主名簿管理人）、第9条（株式取扱規程）の端株に係る部分、第40条（剰余金の配当）および第41条（中間配当金）の変更は、平成20年10月1日をもって効力を生ずるものとする。</p> <p>③当社は、平成20年10月1日をもって、1株に満たない端数については、これを端数として端株原簿に記載または記録しないこととする。</p> <p>④本附則は前3項の最終の効力発生日をもって削除する。</p>